

お客さま各位

令和7年1月

静清信用金庫

各種規定の改定について

平素は当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。
当金庫は、令和7年3月1日（土）より、各種規定を下記のとおり
に改定いたします。改定の内容につきましては、
新旧対照表をご覧ください。

記

◆改定する規定

1. 各種預金規定
 - ・ [規定1. 預金共通規定](#)
 - ・ [規定3. 普通預金規定](#)
 - ・ [規定4. 貯蓄預金規定](#)

2. キャッシュカード関連規定
 - ・ [キャッシュカード規定](#)

以上

規定 1. 「預金共通規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
<p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. (印鑑照合)</p> <p>当金庫所定の払戻請求書に押印 (<i>削除</i>) された印影 <u>または預金の払戻しのため当金庫所定の電子装置に入力された印影</u> を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>6. ~ 10. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. (印鑑照合)</p> <p>当金庫所定の払戻請求書 (<i>追加</i>)、諸届その他の書類に使用された印影 (<i>追加</i>) を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>6. ~ 10. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

規定3. 「普通預金規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
<p>1.～5. (略)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) <u>預金を払戻しする場合は、通帳とともに届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印し提出、または通帳を提出し当金庫所定の電子装置に印影を入力してください。</u></p> <p>預金の払戻し時の記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7.～16. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1.～5. (略)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) (<i>追加</i>)</p> <p>預金の払戻し時の記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7.～16. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

規定4. 「貯蓄預金規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
<p>1.～5. (略)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) <u>預金を払戻しする場合は、通帳とともに届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印し提出、または通帳を提出し当金庫所定の電子装置に印影を入力してください。</u></p> <p>預金の払戻し時の記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7.～16. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1.～5. (略)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) (<i>追加</i>)</p> <p>預金の払戻し時の記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7.～16. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

「キャッシュカード規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
<p>1.～4. (略)</p> <p><u>5. カードによる窓口での預入れおよび払戻し</u> <u>(1) カードにより窓口で預入れをする場合には、カードの提出とともに、当金庫所定の電子装置に金額を入力の上、金庫所定の手続きに従ってください。</u> <u>(2) カードにより窓口で払戻しをする場合には、カードの提出とともに、当金庫所定の電子装置に暗証番号・金額を入力の上、金庫所定の手続きに従ってください。</u></p> <p><u>6. 自動機利用手数料等</u> (1)～(4) (略)</p> <p>7.～19. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1.～4. (略)</p> <p><i>(追加)</i></p> <p><u>5. 自動機利用手数料等</u> (1)～(4) (略)</p> <p>6.～18. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>